

# 所得税の申告(確定申告)または市・県民税の申告はお早めに

税の申告時期になりました。申告日程、会場等をご案内します。申告会場は混雑が予想されますので、郵送による申告にご協力ください。会場で申告される方は、必要書類などを事前に用意いただき、時間に余裕を持ってお越しください。



### 申告書は自分で作成し、郵送等で申告しましょう

給与所得者、給与以外の所得が20万円を超える方  
土地・建物・株式等の譲渡をした方  
確定申告書で税金が戻る方  
給与所得者(所得税が源泉徴収されている方)で、雑損・医療費・寄付金・住宅ローン控除等を受けられることがある方  
平成19年の中途就・退職者で所得税が源泉徴収され、年末調整を受けていない方  
還付金の受取場所(振込口座)の記載は正確にお願いします。

### 市・県民税の申告

市・県民税の申告は税額を決定するだけでなく、さまざまな行政サービスを受けるために必要な手続きです。3月17日(月)までに申告してください。

市・県民税の申告は、前年度に同申告書を出した方へ2月1日ごろ郵送します。

### 市・県民税の申告が必要方

5ページの表「市・県民税の申告が必要方チェック表」でご確認ください。

◎チェック表で申告が必要となつた方でも国民健康保険税の軽減・国民年金保険料の免除申請、各種福祉手当の受給の判定のために申告が必要な方や、公営住宅などの申し込みなどに使用する所得証明が必要な方は、申告をしてください。

### 市・県民税申告の受付

申告会場 市役所8階大会議室、各公民館  
受付時間 午前9時～午後4時  
送付先・問い合わせ 市民税課(〒359-8501・並木1-1-11/☎2998-9064・FAX2998-9409)

### 所得税の確定申告

申告書は自分で作成し、郵送・e-Tax等で、所得税・消費税の確定申告書を出される方は、「国税庁ホームページ(www.tax.go.jp)」で作成のうえ、郵送またはe-Tax等で早めの提出をお願いします。

平成20年分：平成20年1月4日(金)～3月17日(月)  
平成21年分：平成21年1月5日(月)～3月16日(月)  
国税庁ホームページで作成したデータを、e-Taxで送信することもできます。

### 平日に都合がつかない方

所沢税務署では、今年の確定申告期間中の、2月24日と3月2日の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受け付けを行います(現金納付の窓口業務は行いません)。当日は混雑が予想されますので、あらかじめご承知おください。車での来署はご遠慮ください。

### 納税は口座振替で

納税は、金融機関の預貯金口座から納付できる振替納税をご利用ください。

申告所得税  
納期限 3月17日(月)  
振替日 4月22日(火)

消費税込および地方消費税(個人事業費)  
納期限 3月31日(月)  
振替日 4月24日(水)

### 市・県民税申告受付日程表(受付時間：午前9時～午後4時)

受付日	申告会場	対象地域
2月8日(金)	吾妻公民館	久米・荒幡・松が丘1～2丁目
12日(月)	旧市庁舎・3階	寿町・元町・金山町・有楽町・宮本町1～2丁目・西所沢1～2丁目・皇の宮1～2丁目
13日(水)	柳瀬公民館	坂之下・城・本郷・日比田・亀ヶ谷・新郷・南永井・東所沢1～5丁目・東所沢和田1～3丁目
14日(木)	松井公民館	上安松・くすのき台1～3丁目
15日(金)	松井公民館	下安松・牛沼・松郷
18日(月)	榎峰コミュニティ会館・本館	山口1～1699番地まで
19日(火)	榎峰コミュニティ会館・本館	山口1700番地～終わりの・上山口・小手指南3丁目
20日(水)	小手指公民館分館	小手指町1～5丁目・北中1丁目
21日(木)	新所沢公民館	泉町・向陽町・榎町・けやき台1～2丁目
22日(金)	新所沢公民館	緑町1～4丁目・青葉台
24日(日)	市役所・8階	指定された申告相談日に都合がつかない方
25日(月)	市役所・8階	日吉町・東町・旭町・御幸町・上新井
26日(火)	小手指公民館	北野1～3丁目・北野新町1～2丁目・北野南1～3丁目・小手指元町1～3丁目・小手指南1～2丁目・小手指南4～6丁目
27日(水)	狭山ヶ丘コミュニティセンター	若狭1～4丁目・和ヶ原1丁目
28日(木)	狭山ヶ丘コミュニティセンター	狭山ヶ丘1～2丁目・東狭山ヶ丘1～6丁目
29日(金)	富岡公民館	中富・下富・神米金・北岩岡・北中2～4丁目・岩岡町・所沢新町
3月2日(日)	市役所・8階	指定された申告相談日に都合がつかない方
3日(月)	新所沢東公民館	弥生町・美原町1～5丁目・花園1～4丁目・松葉町・北所沢町
4日(火)	三ヶ島公民館	林1～3丁目・和ヶ原2～3丁目
5日(水)	三ヶ島公民館	三ヶ島1～5丁目・西狭山ヶ丘1～2丁目・堀之内・糞谷
6日(木)	市役所・8階	北有楽町・喜多町・西新井町・東新井町・中富南1～4丁目
7日(金)	市役所・8階	大字中新井・中新井1～5丁目・並木1～8丁目
10日(月)	市役所・8階	こぶし町・若松町・下新井・北原町
11日(火)	市役所・8階	北秋津・東住吉・西住吉・南住吉
12日(水)		
13日(木)		
14日(金)	市役所・8階	指定された申告相談日に都合がつかない方
17日(月)		

### 所得税の確定申告

2月18日(月)～3月17日(月)  
【市・県民税の申告】  
2月8日(金)～3月17日(月)

確定申告書の提出が必要な方  
● 営業・農業・不動産などの所得合計額が所得税の所得控除額を超える方  
● 給与所得者で、年収2,000万円を超える方  
● 2か所以上から給与の支払いを受けている方

収入の種類は………  
● 公的年金だけ → 「ア」へ進みます  
● 給与だけ → 「イ」へ進みます  
● 上記以外 → 「ウ」へ進みます

次の①、②のいずれかに該当しますか？  
①昭和18年1月1日以前生まれ  
● 扶養親族がなく、収入額が155万円以下である  
● 扶養親族があり、収入額が211万円以下である  
②昭和18年1月2日以降生まれ  
● 扶養親族がなく、収入額が105万円以下である  
● 扶養親族があり、収入額が171万円以下である

### 市・県民税の申告が必要方

市・県民税の申告が必要方  
● 市・県民税の申告が必要方  
● 市・県民税の申告が必要方

### 市・県民税の申告が必要方

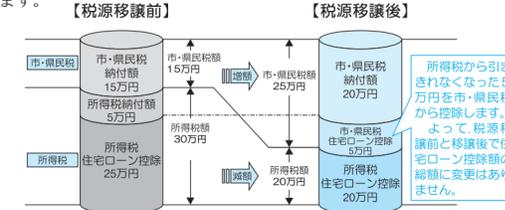
市・県民税の申告が必要方  
● 市・県民税の申告が必要方  
● 市・県民税の申告が必要方

おむつ代の医療費控除を受けるには、1年目は医師による「おむつ使用証明書」の添付が必要になります。2年目以降は、要介護認定者で当該年に作成された主治医意見書の内容からおむつ使用の必要性が認められれば、市が発行する確認書(発行までに1週間程度かかります)の添付で医療費控除を受けることができます。

## 申告が必要です！ 所得税から住宅ローン控除額を引ききれない方

広報ところざわ1月号で平成20年度からの市・県民税の主な変更点を掲載しましたが、今回は住宅ローン控除について説明します。税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。所得税額から控除額を引き切れなかった方は、翌年度の市・県民税から控除できます。

では、実際にどのようなケースがあるのでしょうか。税源移譲前の所得税額が30万円の太郎さん。そこから住宅ローン控除額25万円を控除し、所得税納付額が5万円となりました。しかし、税源移譲後の所得税額が20万円に減額となったため、住宅ローン控除が所得税から全額引き切れなくなってしまう。この引ききれなくなった5万円を翌年度の市・県民税から控除します。



上記の市・県民税額および所得税額は、住宅ローン控除前の税額を表示しています。

### 【対象となる方】

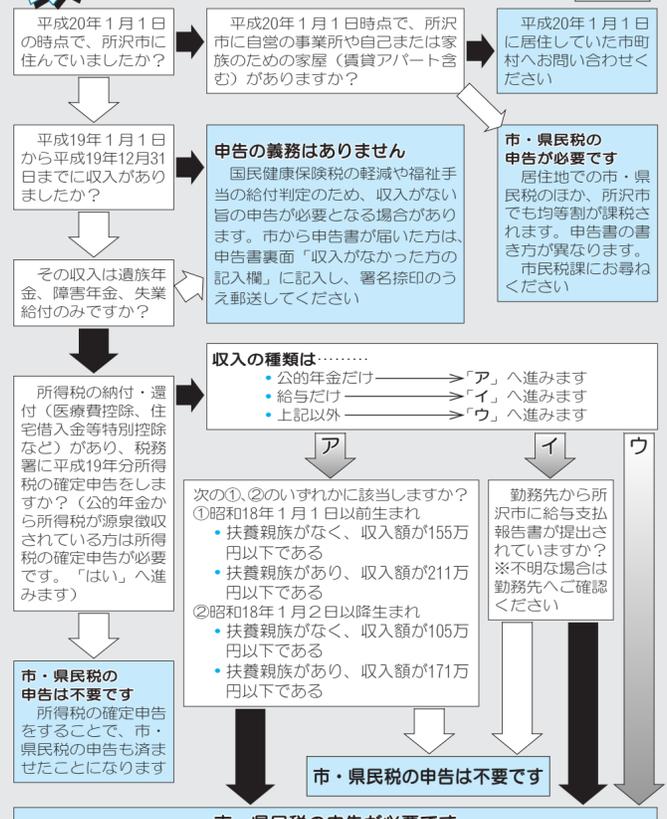
- 入居期間の条件…平成11年～18年に入居された方
- 変動分の条件…税源移譲によって所得税で控除できる分が減少した方
- 給与所得の方(サラリーマンなど)の場合は源泉徴収票の摘要欄の『住宅借入金等特別控除可能額』に金額が記載されている方  
申告期間 毎年3月15日まで(平成20年は3月17日まで)  
申告方法 住宅借入金等特別控除申告書(以下、申告書)を毎年提出

### 【提出場所】

- 確定申告書を提出される方…確定申告書と同時に申告書(申告書は、税務署に備え付け)を税務署に提出
- 確定申告書を提出されない方…申告書(申告書は市民税課に備え付け)に年末調整済みの源泉徴収票(原本)を添付して、市民税課に提出
- 申告書は市ホームページ(「住宅ローン」で検索)からも入手できます。

問い合わせ 市民税課(☎2998-9064・FAX2998-9409)

## 市・県民税の申告が必要な方チェック表



### 市・県民税の申告が必要方

市・県民税の申告が必要方  
● 市・県民税の申告が必要方  
● 市・県民税の申告が必要方

## 介護保険にかかわる 税申告時の所得控除のお知らせ

施設	対象サービス	対象金額
福祉系	● 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ● 地域密着型介護老人福祉施設	1 割自己負担額と食費、居住にかかる自己負担額の合計の2分の1 ◎ 特別な食事、居室にかかる費用を除きます。
	● 介護老人保健施設 ● 介護療養型医療施設	1 割自己負担額と食費、居住にかかる自己負担額 ◎ 特別な食事、居室にかかる費用を除きます。
	● 訪問介護(生活援助を除く) ● 訪問入浴介護 ● 通所介護 ● 短期入所生活介護 ● 認知症対応型通所介護 ● 夜間対応型訪問介護 ● 小規模多機能型居宅介護	1 割自己負担額 ◎ 居宅サービス計画(ケアプラン)に位置づけられ、医療系介護サービスと一緒に利用していることが前提です。 ◎ 保険給付の支給限度額を超えて利用した場合の全額自己負担となった部分は、控除の対象になりません。
医療系	● 訪問看護 ● 訪問リハビリテーション ● 居宅療養管理指導 ● 通所リハビリテーション ● 短期入所療養介護	1 割自己負担額と食費、滞在にかかる自己負担額 ◎ 特別な食事、居室にかかる費用を除きます。 ◎ 保険給付の支給限度額を超えて利用した場合の全額自己負担となった部分も、控除の対象になります。

### 医療費控除対象表

① 介護保険料は、社会保険料控除の対象になります。ただし、年金から保険料を引かれている場合は、年金受給者本人の所得控除となるため、その親族が社会保険料控除として申告することはできません。

② 右表の介護サービスの利用料は、医療費控除の対象になります。

③ 身体障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の方で、6か月以上常時寝たきり、または認知症の状態が続き、食事や排便などの日常生活を営むうえで支障があり介護が必要なのは、市に所得控除申請を行い、同対象者に認定された場合は、所得税の障害者控除が受けられます。

④ 右表の対象サービスには介護予防サービスも含まれます。医療費控除の申告には、所定の事項が記載されている領収書の添付が必要です。また、高額介護サービス費や介護保険低所得者等助成金の支給がある場合は、支払った金額か

問い合わせ ①②について：介護保険課(☎2998-9409・FAX2998-9410) ③について：高齢者支援課(☎2998-9120・FAX2998-1147)